

スキージャム勝山パラグライダー エアリアルール (2022改訂)

スキージャム勝山エリアは、「東急リゾート&ステイ株式会社スキージャム勝山」より認可を受けた、「ジャムスポーツパラグライダーズスクール」が管理する、パラグライダーのフライトエリアです。

* 以下の事項を厳守して、安全に飛行を行ってください。

〔フライトの許可〕

フライトの許可を得るには、このエアリアルールをすべて了承した上で、「エリア年会員申込書・誓約書」及び「健康診断自己申告書」を記入提出し、有効な JPA パイロット会員登録または JHF フライヤー登録および取得済技能証、本人の傷害保険の加入を証明できるものすべてを提示した上で、下記の登録料を収めなければならない。

- ・年間メンバー登録料（発行日の属する年度のみ有効） 13,200 円(税込)
- ・ビジター 1 DAY 登録料（発行日に限り有効） 1,650 円(税込)

フライトする際には、管理費（年会員 500 円、ビジター 1,000 円@1 日）、機材搬送費用（550 円@1 搬送）を別途収めなければならない。

〔入山簿の記入と下山チェック〕

飛行する前には、所定の場所に置かれた入山簿にて必要事項を記入の上、テイクオフに上がること。

その日の飛行終了後には、必ず下山チェックをすること。

（注意）下山チェックがない場合、捜索が行われます。捜索に要した費用は、本人に負担していただきます。絶対にお忘れにならないようお願いします。

〔フライトの範囲〕

- 管理者の指定した、飛行禁止区域内への進入はいかなる場合も行ってはならない。また事前届出のない飛行は一切禁止する。
- エキスパート証所有者がクロスカントリー飛行に出る場合、必ずエリア管理者に事前に届出、一人以上のサポートを確保すること。また、必ず予定コース等の飛行計画書を事前に提出すること。
- ベーシックコース練習生以下はテイクオフランディング間を超えて飛行してはならない。
- パイロット証以下は、テイクオフより半径 5 キロを超えて飛行してはならない。
- 電線、リフト、人ごみ、建造物等の上空を飛行するときは、100 メートル以上の高度をとること。
- スキージャムリゾートセンター、ハーヴェストホテル上空は飛行禁止

〔フライト規制〕

- ヘルメット、5 ヶ月以内にリパック済の緊急用パラシュート、ツリーランキット、デジタルスカイ無線機、予備電源（電池）、携帯電話を装備し、安全な服装で飛行すること。
- 落下する危険のあるものはすべてチャックで締まるポケット内に収納するか、落下防止用のストラップをつけてフライトすること
- テイクオフはジャムスポーツの整備した所定の位置から行うこと。
- スクール生は、スクール管理者の監督下で飛行を行うこと。
- 雲中飛行は禁止する。
- 単独フライトは禁止する。但し飛行を監視するものがある場合はこの限りではない。
- いかなる場合もエリア管理者の指示に従うこと。
- 正面芝生斜面は指定された時間・場所以外はランディングしないこと。
- やむなくアウトランディングする場合は、事前と事後にエリア管理者に連絡すること。
- 器物・農作物等に被害を与えた場合は、個人の責任において速やかに所有者に謝罪し、その損害を弁償すること。及びエリア管理者に必ず報告すること。

* 以下の気象条件下では、飛行を禁止する。

- テイクオフでの風速が 6 メートル以上の場合。
- 積乱雲や寒冷前線の接近が予想される場合。
- 雲が発達して通常の飛行が困難になると予想される場合。
- 降雨、降雪がある時、または予想される場合。
- その他気象条件の急変に伴い、フライヤーの技量に応じてエリア管理者側で飛行を禁止する場合がある。

〔その他〕

- 航空法を厳守すること。
- 事故が発生した場合、必ず事故報告書を提出すること。
- ツリーランディングをした場合、早急に自己確保を行い、単独での脱出は避けレスキュー認定者の救助を待つこと。（ツリーラン回収費用 1 日 ¥20,000）
- 駐車場は所定の位置を利用すること。
- 空き缶、ごみは必ず持ち帰り、環境の保全に協力すること。
- 喫煙は定められた場所で行うこと。（テイクオフ場、ランディング場、講習バーン、建物内は禁煙）
- スキージャム関係者、地域住民、一般客とは、最良の関係を保つように心がけ、トラブルを起こさないようにすること。

「風の谷のムラクニ」パラグライダーエリアルール（2020）

「風の谷のムラクニ」エリアは、「あそぼっさハッピープロジェクト（あそプロ）」より認可を受けた、「ジャムスポーツパラグライダーズスクール」が管理する、パラグライダーのフライトエリアです。

* 以下の事項を厳守して、安全に飛行を行ってください。

【フライトの許可】

※年間メンバーとしてフライトの許可を得るには、このエリアルールをすべて了承した上で、「風の谷のムラクニ」エリア 年会員申込書・誓約書」及び「健康診断自己申告書」を記入提出し、有効な JPA パイロット会員登録または JHF フライヤー登録および取得済技能証、本人の傷害保険の加入を証明できるものすべてを提示した上で、下記の登録料を収めなければならない。

年間メンバー登録料（発行日の属する年度のみ有効） 11,000 円(税込)

※ビジターでのフライトの許可を得るには、このエリアルールをすべて了承した上で、「風の谷のムラクニ」エリア ビジター会員申込書・誓約書」及び「健康診断自己申告書」を記入提出し、有効なパイロット会員登録・取得済技能証、第三者賠償責任保険、本人の傷害保険の加入を証明できるものすべてを提示した上で、下記所定のフライト料を収めなければならない。

ビジター 1 DAY 登録料（発行日に限り有効） 1,500 円(税込)

フライトするには、管理費（1,000 円@1 日）、機材搬送費用（500 円@1 搬送）を別途収めなければならない。

【入山簿の記入と下山チェック】

飛行する前には、所定の場所に置かれた入山簿に必要な事項を記入の上、テイクオフに上がること。

その日の飛行終了後には、必ず下山チェックをすること。

（注意）下山チェックがない場合、捜索が行われます。捜索に要した費用は、本人に負担していただきます。絶対にお忘れにならないようお願いします。

【フライトの範囲】

管理者の指定した、飛行禁止区域内への進入はいかなる場合も行ってはならない。また事前届出のない飛行は一切禁止する。

EX 証所有者がクロカンに出る場合、必ずエリア管理者に事前に届出、一人以上のサポートを確保して出ること。また、必ず予定コース等の飛行計画書を事前に提出すること。

JPA-P 証、JHF-P 証以下は、テイクオフより半径 5 キロを超えて飛行してはならない。

【フライト規制】

- ヘルメット、5ヶ月以内にリパック済の緊急用パラシュート、ツリーランキット、デジタルスカイ無線機、予備電源（電池）、携帯電話を装備し、安全な服装で飛行すること。
- 使用する機体はメーカーの運用限界表示のあるものを使用すること。
- テイクオフは整備された所定の位置から行うこと。
- スクール生は、スクール管理者の監督下で飛行を行うこと。
- 電線、リフト、人ごみ、建造物等の上空を飛行するときは、100メートル以上の高度をとること。
- 雲中飛行は禁止する。
- 単独フライトは禁止する。但し飛行を監視するものがある場合はこの限りではない。
- いかなる場合もエリア管理者の指示に従うこと。
- やむなくアウトランディングする場合は、事前と事後にエリア管理者に連絡すること。
- 器物・農作物等に被害を与えた場合は、個人の責任において速やかに所有者に謝罪し、その損害を弁償すること。及びエリア管理者に必ず報告すること。

* 以下の気象条件下では、飛行を禁止する。

- テイクオフでの風速が 6メートル以上の場合。
- 積乱雲や寒冷前線の接近が予想される場合。
- 雲が発達して通常の飛行が困難になると予想される場合。
- 降雨、降雪がある時、または予想される場合。
- その他気象条件の急変に伴い、フライヤーの技量に応じてエリア管理者側で飛行を禁止する場合がある。

【その他】

航空法を厳守すること。

事故が発生した場合、必ず事故報告書を提出すること。

ツリーランディングをした場合、早急に自己確保を行い、単独での脱出は避けレスキュー認定者の救助を待つこと。（ツリーラン回収費用 1 日 ¥20,000）

駐車場は所定の位置を利用すること。

空き缶、ごみは必ず持ち帰り、環境の保全に協力すること。

喫煙は定められた場所で行うこと。（テイクオフ場、ランディング場、講習場、施設内は禁煙）

関係者、地域住民、一般客とは、最良の関係を保つように心がけ、トラブルを起こさないようにすること。